

社名公表された販売店一覧

～平成21年度～

※社名公表された販売店情報一覧は、経済産業省並びに各地方自治体において処分された情報を収集したものであり、掲載した販売店が必ずしもクレジット会社の加盟店とは限りませんので、ご了承ください。

■ 特定商取引法違反に基づく処分事業者一覧（平成21年7月31日現在）

処分日付	店名	内容
2009/7/24	株東北住環	<p>商 品：防霉処理工事、白蟻駆除工事、基礎工事等の床下工事</p> <p>被 害 者：記載なし</p> <p>手 口：同社の関連企業の職員を出向させることにより、実質的に一体の組織である福島住宅環境協議会及び日本住宅環境事業組合福島県支所と役割を分担し、シロアリ等の害虫による危険性や合理的根拠のないコンクリート診断も行い、最終的には同社が施工した。</p> <p>処分内容：業務停止命令（6ヶ月）</p> <p>処 分 元：福島県、栃木県</p>
2009/7/21	株ヴァスト	<p>商 品：ハウスクリーニング、浄水器、低周波治療器等</p> <p>被 害 者：平均69.6歳</p> <p>手 口：「クリーンコムといいます」と屋号のみを名乗り、「2000円で換気扇掃除をします」等告げ、勧誘に先立って、低周波治療器等の物品やハウスクリーニングの販売が本来の目的であることを告げず、消費者が断っているにも関わらず強引に勧誘した。</p> <p>処分内容：業務停止命令（6ヶ月）</p> <p>処 分 元：東京都</p>
2009/7/10	アネックスジャパンこと松葉広光（個人事業者）	<p>商 品：床下調湿工事</p> <p>被 害 者：72.9歳（40歳～90歳）</p> <p>手 口：「以前床下工事を施工した会社が倒産し、引き継いだ」と告げ、消費者が強く断るも強引に家の中へ入り込み、「床下点検したら土台が腐っている」と不実のことを告げ、強引に防湿シート等を敷設。同者および一部従業員は以前行政処分を受けた会社の従業員で以前の会社同様の取引</p>

		<p>行為を継続し、同者および関係従業員は平成21年3月5日に特商法違反および詐欺行為で逮捕されている。</p> <p>処分内容：業務停止命令（3ヶ月） 処分元：岐阜県、愛知県</p>
2009/7/1	株ルキヤ北海道	<p>商品：補正下着 被害者：平均23歳 手口：「パーティーがあるから来ないか」等、勧誘目的を隠し、公衆の出入りしない場所へ誘引し勧誘。「絶対痩せられる」等の不実を告げ、学生や無職の資金が十分でない者に対して高額かつ過量に販売。</p> <p>処分内容：業務停止命令（12ヶ月） 処分元：北海道</p>
2009/6/19	株日本建装	<p>商品：給水管の洗浄、浴室改修、床下補強等リフォーム工事 被害者：記載なし 手口：事業者名、勧誘目的を告げず「水の検査」と告げ、大幅に値引きしているかのように見せかけ、給水管洗浄を訪問販売。</p> <p>処分内容：業務停止命令（6ヶ月） 処分元：兵庫県</p>
2009/6/18	株プレシヤス	<p>商品：磁気活水器 被害者：平均年齢71.9歳（32歳～87歳） 手口：勧誘目的を告げず「入らないでください」と消費者が遮っても強引に家の中へ上り込み、根拠のない効果をうたった磁気活水器を訪問販売。</p> <p>処分内容：業務停止命令（6ヶ月） 処分元：埼玉県</p>
2009/5/27	有リーテックシステムズ	<p>商品：出会い系サイト「愛の力」 被害者：記載なし 手口：承諾を得ずに、広告メールを送信。オプトイン規制違反</p> <p>処分内容：業務改善指示処分</p>
2009/5/20	食生活改善普及所こと宮田良章（個人事業者）	<p>商品：フードプロセッサ 被害者：記載なし 手口：勧誘の際「県の職員だ」などと不実のことを告げ、公民館で勧誘。10人の申込みに対し、一人分の契約書しか交付せず、また契約書にクーリングオフの記載なし</p> <p>処分内容：業務改善指示処分</p>

2009/5/15	ゼンケン教育システム(株)	商 被 手 品：小・中・高校生向けの学習教材 害 者：記載なし 口：勧誘目的を告げずに訪問約束を取り付け、教材の不実告知及び長時間の迷惑勧誘や中途解約を妨げた 処 分 内 容：業務停止命令（6ヶ月）
2009/5/1	(株)J・Hトレード	商 被 手 品：ブレスレット 害 者：記載なし 口：恋愛や金銭に関する望みが10日以内にすべて叶うと誇大広告 処 分 内 容：業務停止命令（6ヶ月）
2009/4/16	(株)セレブリティ	商 被 手 品：サプリメント 害 者：20代前半の若者 口：路上でキャッチセールス、執拗に勧誘 処 分 内 容：業務停止命令（6ヶ月）
2009/4/15	(株)グッド・キャリア	商 被 手 品：火災報知器、セキュリティシステム浄水器等 害 者：高齢者 口：クーリングオフ妨害、男性3人がかりでの迷惑勧誘 処 分 内 容：業務停止命令（12ヶ月）
2009/4/10	(株)スタイレックエンタープライズ	商 被 手 品：樹木の苗、植樹・5年間の育成権利を含むオーナー権 害 者：記載なし 口：「地球環境に良いうえ、必ず儲かる」と不実告知 処 分 内 容：業務停止命令（3ヶ月）

(出典：経済産業省ホームページ)